

## 評価項目の具体的内容のイメージ

### ○ 裁判官に求められる資質・能力

#### ※ 司法制度改革審議会中間報告が提示した「国民が求める裁判官像」

「このようにして当審議会は、まず、国民が求める裁判官像(その資質と能力)について、虚心に立ち返って議論を重ねた。その結果、『人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官』、『法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力するような裁判官』、『何が事案の真相であるかを見抜く洞察力や、事実を的確に認識し、把握し、分析する力を持った裁判官』、『人の意見をよく聴き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力するような裁判官』など様々な意見が出された結果、少なくとも、裁判官は、その一人ひとりが、法律家とし

てふさわしい多様で豊かな知識, 経験と人間性を備えていることが望ましいとの共通認識を得るに至った。」

※ イギリス(イングランド及びウェールズ)における巡回裁判官の任命基準

① 法的な知識及び経験

② 技能及び能力

知的・分析的能力, 健全な判断力, 決断力, 意思疎通能力・話を聞く能力, 権威・訴訟運営技能

③ 個人的資質

廉直性・独立性, 公平性・不偏性, 人々と社会に対する理解, 成熟性・健全な気質, 礼儀正しさ, 献身性・誠実性・勤勉性

○ 評価項目の具体例

※ 司法制度改革審議会意見における例示

事件処理能力, 指導能力, 法律知識, 教養, 倫理性, 柔軟性

※ 平成10年まで用いられてきた人事評価の書式

事件処理能力(正確性, 速度, 法廷の処理), 指導能力(職員に対する指導, 部の総括者としての適否), 法律知識, 教養, 健康, 人物性格の特徴

※ ドイツ, フランス, アメリカにおける裁判官等の評価項目  
別添評価書式等参照

(別添評価書式等は「第3回及び第4回資料」に掲載)